

Legal networks

2015.05

労働保険年度更新の時期が近づいてきました ～年度更新の流れ～

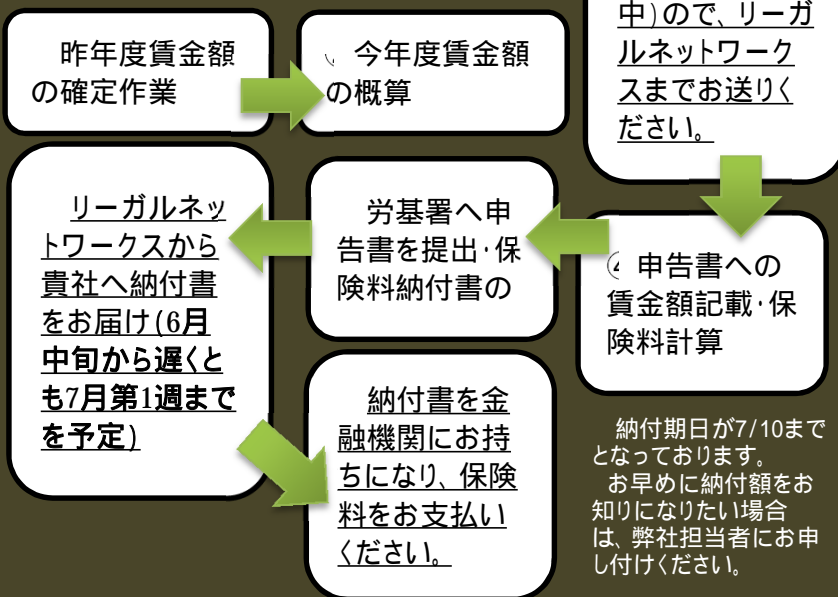
今年も労働保険(労災保険と雇用保険)の年度更新の季節が近づいてまいりました。

労働保険料は、1年ごと(今年4月～翌年3月)の賃金総額の見込み額から保険料を算出し、概算払い(前払い方式)をする仕組みが取られています。

労働保険の年度更新では、今年度の保険料の概算を見積り、昨年度の保険料の確定をして、昨年度多く支払っていた分は今年度の概算保険料額から差し引きし、足りなかった分は上乗せして支払いをする(精算)という作業をします。

賃金総額には、給与のほかに賞与も含まれます。労災保険適用者の給与・賞与額に労災保険料をかけたものと、雇用保険適用者の給与・賞与額に雇用保険料をかけたものとを合算したものが、労働保険料です。(4/1において64歳以上の人は雇用保険のみ保険料が免除になります。)

【流れ】 貴社にやっていただくのは と です。(リーガルネットワークスにて手続を代行させていただいている場合。)



今月のトピックス

労働保険年度更新について

住民税額決定通知書が届きます！

5月の労務スケジュール

住民税特別徴収税額の決定通知書が届きます！

今年1月、給与支払報告書を従業員の居住地の市区町村に提出している場合(昨年リーガルネットワークスにて年末調整実施企業は提出済み)に限り。

5月中に貴社へ、従業員の居住地の各市区町村から「H27年度 給与所得にかかる住民税 特別徴収税額の決定通知書」というものが、次々と送られてきます。

これは、6月より給与から控除する各個人の住民税額が記載されている大事な通知です。それぞれの市区町村から送られてきますので、数が多くなってしまいますが、なくされないよう、給与計算担当者までお渡しください。

今年に入ってお引越しをされた方の決定通知書は、旧居住地の市区町村から通知が届きますが、それで問題はありません。住民税は前年1年間(1/1～12/31)の給与所得にかかる税金です。今年1年の納付先は前年の住所地の市区町村になります。



5月の労務スケジュール

労務

5/1～5/31

4月分の社会保険料の納付

税務

5/1～5/10

4月分の源泉徴収所得税・特別徴収住民税額の納付



4月初旬の新宿御苑の様子。弊社から歩いて5分程なので、弊社メンバーでお花見に行ってきました。すばらしい桜の景色が見られました。

(スタッフ: 菊)

～編集後記～

皆様の会社の4月入社新人さんたちのその後はいかがでしょうか？

新しい環境で1ヶ月が経ち、そろそろ疲れが出てくる頃かもしれませんね。

「5月病」という言葉がありますが、体の疲れとメンタルな不調は無関係ではありませんので、気をつけたいところですね。

春は、仕事以外のプライベートな面でも色々変化のある季節ですね。我が家でも子供が小学校へ進学しました。



Legal Networks
CORPORATION

社会保険労務士事務所リーガルネットワークス

〒160-0022

東京都新宿区新宿1-36-12サンカテリーナビル6F

TEL:03-6328-2239

<http://www.kintaikanrikenkyujo.jp>